

事務局長	<p>おはようございます。 定刻となりましたので、ただいまから第9回大仙市農業委員会総会を開催いたします。</p>
	(午前10時 開会)
事務局長	<p>初めに、会長からご挨拶がございます。</p>
	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。すみません、先ほど申し述べるのを忘れてしましたが、本日は9番、齊藤亘委員から欠席の届けが出ております。したがいまして、ただいまの出席者は23名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しております、本総会は成立していることをご報告申し上げます。</p>
	<p>次に、私から、前回総会から本日までの業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第9回総会までの業務報告書をご覧ください。</p>
	<p>2月18日に、午前中でございますが、農政専門委員会を神岡庁舎の情報活動室で開催しております。会長、委員10名、事務局が出席しております。</p>
	<p>同じく午後からは農地専門委員会を開催しております。同じく神岡庁舎で会長ほか、委員12名の出席をいただいております。この両専門委員会で審議した内容は本日、この後、議案として出てくるほか、報告案件として出ていますのでよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>次に、2月19日は広報専門委員会を神岡庁舎で開催しております。4月1日発行の農業委員会だより第20号の内容につきましてご協議いただいております。</p>
	<p>その他の案件につきましては、資料のとおりとなっておりますのでご確認をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>本日の会議を開催します。</p> <p>初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認め、20番、渡邊 敏雄委員、21番、伊藤悟委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。</p>
議長	<p>議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。 令和3年3月10日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
参与	

2ページ、3番をご覧ください。

申請理由につきましては、譲渡人の〇〇〇まるさんには後継者がおらず、自身も高齢になってきたことから申請農地を処分したいと考え、これまで耕作をお願いしてきた譲受人の〇〇〇〇さんに無償で譲渡をしたい旨を伝え、合意を得て無償移転するものです。

11ページ、18番を説明いたします。

設定する農地は、大仙市太田町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル1筆です。贈与による所有権移転です。

申請理由といたしまして、○○○○さんと○○○○さんは、世帯が別になっておりますが親子です。○○さんは補助金申請のために農地を自分の名義にする必要があり、そのために父から贈与を受けるものです。

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました2件のほかに有償所有権移転3件、無償所有権移転3件、賃貸所有権設定の新規2件、使用貸借権設定の新規3件、更新6件がございます。

13ページから14ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨、記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 質疑ないようですので、これより採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。  
令和3年3月10日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局の説明を求めます。

参 与

15ページ、1番をご覧ください。位置図、配置図につきましては、資料の1、2ページ目になります。

ます。

転用する農地は飯田〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

申請人は、○○○○○○○○○○の○○○○さんです。一般住宅の新築、駐車場設置の案件になります。

立地基準につきましては、申請地の場合は宅地化が進んでおり、大曲南庁舎からおおむね1キロメートル以内に位置することから、農地法施行規則第45条第2項に規定する第2種農地と考えられます。第2種農地は他の宅地などの土地や第3種農地がない場合には許可できることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長	事務局からの説明が終わりました。 これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願ひいたします。 案件1番についてお願ひします。
渡邊委員	20番、渡邊です。 資料をご覧になってお分かりのとおり、2号1番申請地でございますけれども、その上部のほうにはつきりいって、まだ農地が残っているんです。ですが、これまで耕作していた農業法人さんも承知の上で引き続き残った農地は利用させてもらうといったことの確約を得ています。今、事務局が申し上げたとおり、何ら問題ないと思います。よろしくご審議願います。
議長	ありがとうございます。
事務局長	現地調査、ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議長	質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議長	ないようですので、これより採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。 令和3年3月10日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議長	事務局の説明を求めます。

参 与

16ページ、1番をご覧ください。位置図、平面図につきましては、資料1、3ページになります。転用する農地は大曲○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートルです。

申請理由につきましては、申請地は大曲〇〇の市街地にあり、住環境に優れていることから、分譲住宅地として4区画を造成の上販売するものです。販売価格については総額〇〇〇〇〇〇円、1平方メートル当たりでは〇〇〇〇〇〇円となっております。

この宅地造成の案件の許可審査につきましては、一般基準による判断となります。申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められており、例外的に許可することが認められております。また、添付書類等につきましても、農地法第5条に規定する要件を満たしており、許可相当と判断いたしました。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願ひいたします。

案件1番についてお願ひします。

渡邊委員

20番、渡邊です。

先般、事務局と現地調査をして参りました。皆さん、ご存じのとおり、大雪の中ではございますけれども、図面をご覧になってお分かりのとおり、ここはもともと宅地造成を目的として地盤整備を進めてきたところで、順次宅地化が進みまして、あと、残り僅かとなっております。言わば、都市開発計画に基づいて順次宅地化になっているという地域でありますので、何ら問題ないと思います。よろしくご審議願います。

議長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

## 事務局長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年3月10日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 議案第4号、案件1番及び17番ですが、この件に関しては、会議規則第28条の規定により、本議案の当事者である〇〇〇〇が本案件終了まで退席いたします。代わりに議長として議事の進行は菅原会長職務代理者にお願いいたします。  
(細谷会長 退席)

議長 それでは、暫定の間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。  
議案第4号、案件1番及び17番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

参 与

関連がありますので、17ページ、1番と25ページ、17番を一括で説明します。初めに、17ページ、1番です。

所有権を移転する農地は清水〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートルほか、田1筆、計2筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○、○○○○○さん、所有権の移転を受ける方は、清水、○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

次に、25ページ、17番を説明します。新規の利用権設定です。

利用権を設定する方及び利用権の設定を受ける方は、先ほどと同じ〇〇〇さんと〇〇さんです。

設定期間は5年、10アール当たりの賃借料は○○○○○○○円となっております。

なお、これら2つの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号、案件1番及び17番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号、案件1番及び17番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
本案件が終了しましたので、○○○○を復帰させ、議長を交代いたします。どうもありがとうございました。  
(○○○○ 入場)

議長

次に、議案第4号、案件2番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

本案件は〇〇、〇〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、〇〇〇〇の退席を求める。

(○○○○ 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

17ページ、2番を説明いたします。

所有権を移転したい農地は、大仙市太田町○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートルほか、田1筆、計2筆、面積○○○○○平方メートルです。

申出理由といたしまして、○○さんはこの農地を相続しましたが、大曲から耕作に通うのは不便で大変なことから、今まで耕作してくれていました○○さんに売買の相談をし、○○さんがこれに応じてくれたことです。

なお、本案件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長

説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

議案第4号、案件2番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(替成者举手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第4号、案件2番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

○○○○○の入場を求めます。

(○○○○ 入場)

議長

次に、議案第4号、案件11番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

(○○○○ 退席)

三三

## 事務局の説明を求めます

参 与

22ページ、11番をご覧ください。

申請理由につきましては、これまで耕作していた農地を引き続き〇〇〇〇が耕作する更新になります。設定期間については5年間、賃借料については、1アール当たり〇〇〇〇〇〇円となっています。

ただいまご説明いたしました11番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号、案件11番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号、案件11番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
○○○、○○○○の入場を求めます。  
(○○○○ 入場)

議長 次に、議案第4号、案件16番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
本案件は○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○○○の退席を求めます。  
(○○○○ 退席)

議長 事務局の説明を求めます。  
　　参与

申請理由は、○○さんの経営規模縮小に伴い、弟である○○○○に相談したところ、規模拡大を目指す○○○○がこれに応じてくれたものです。

契約期間は3年、賃借料は10アール当たり〇〇円となっております。  
ただいまご説明いたしました16番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号

の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいま

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号、案件16番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号、16番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
○○○、○○○○の入場を求めます。  
(○○○○ 入場)

議長 次に、議案第4号、案件18番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

本案件は○○○、○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○○○の退席を求めます。  
(○○○○、退席)

## 議長　　事務局の説明を求めます

参 与

26ページの18番について説明いたします。新規の利用権設定です。

理由といたしまして、○○さんはこの9筆を自分で耕作しておりましたが、体調不良により経営規模を縮小したいと考えました。そこで、○○さんが農業委員である○○さんに相談したところ、当該農地の隣接地を耕作していたことから、○○さん自身が耕作してくださることとなりました。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議ください」とお話し申し上げます。

議長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なし)の声

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号、案件18番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号、案件18番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
○○○、○○○○の入場を求めます。

(○○○○ 入場)

議長

次に、議案第4号、案件3番から10番、12番から15番及び19番から124番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

参与

28ページ、20番をご覧ください。

申請理由につきましては、これまで耕作していた方が経営規模縮小を希望したため、返還された農地を新たに○○○○さんが借り受けられることになったということです。

設定期間については10年間、賃借料については10アール当たり○○○○○○○円と近隣と比較して高額となっておりますが、土地改良区に係る経費を出し手の○○○○さんが全て支払うことで話がまとまり、このような金額設定となっております。

それでは 58ページから60ページ 72番をご覧ください。

申出理由といたしまして、借受人の○○○○さんは○○○○○さんの夫と賃貸借の契約をしておりましたが、設定期間中に夫が亡くなってしまい、このたび、設定期間が満了したので利用権設定の更新をするために申請があつたものです。

なお、10アール当たりの賃借料が低い理由は、当農地が耕作が不便な1反歩の圃場が大半で、水利状況も芳しくなく、また、畠も一緒に引き受けてもらうことを条件に、平成26年の農協転貸で同種の契約をしており、このたびも賃貸料については同様の条件で構わないとの申出を受けるものです。

86ページから94ページ、113番から124番までをご説明いたします。

農地中間管理機構を活用する利用権の設定です

農地中間管理機構を活用する利用権の設定です。

86 ページ 113番です

地域農業の集団化への協力及び、兼業、高齢化による労力不足等で貸し付けを希望している方です。  
設定期間は全て10年です

10アール当たり賃借料につきましては、田は使用貸借から〇〇〇〇〇〇円、畠も使用貸借から〇〇円と幅があります。これは圃場条件やこれまで借貸借している経験などの理由が考えられます。

なたは、1件づつに詳しく述べておきたいと思います。まずは、貴賓館としていた桂暉亭の由来から始めます。

議案第4号 案件3番から10番、12番から15番及び19番から24番までにつきましては

ただいま説明いたしました14件のほかに、所有権移転8件、賃貸借権設定の新規22件、及び、更新72件、使用貸借権設定の更新2件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、田10アール当たり〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは地域の圃場の条件及び契約者双方の意向、並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容ですが、説明案件を除き、田畠10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇円となっております。圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号、案件3番から10番、12番から15番及び19番から124番まで  
については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号、案件3番から10番、12番から15番及び19番から124番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、議案第5号の「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」を議題とします。

事務局長 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について  
大仙市における農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について検討を  
求める。  
令和3年3月10日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局の説明を求めます。

参与

それでは、私のほうから、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について、ご説明いたします。

大仙市農業委員会では、平成27年4月から農地法第3条に関連したいわゆる別段の面積を適用しております。そこで、最近の状況などを踏まえまして、別段の面積の見直しをご議論していただきたく、今回の案件とさせていただきました。

お配りしました資料、秋田県内の別段の面積を設定している市町村をご覧願います。

これは、ご覧のとおりで、別段の面積を設定している市町村の一覧ですが、ほとんどの市町村で10アール以上という面積を設定しております。大仙市でも平成27年4月以降現在まで10アール以上という面積を設定しております。

また、資料の下のほうには令和2年4月から11月までの別段の面積の適用件数が記載されており

ます。そして、次のページには昨年度の同様の時期の適用件数が記載されております。この適用件数につきましては、昨年度の同時期と比べまして極端な変化はございませんでした。

この別段の面積の基準につきましては、農地法第30条の規定に基づき毎年検討することとなっております。

そこで、先日、役員会を開催しましてご協議していただいた結果、面積の変更は行わず、現行どおり10アール以上とするという役員会の案が決定されました。本日の総会でこの役員会の案をご承認いただければ、現行どおり、10アール以上という基準を継続していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第5号について、大仙市では全域で別段の面積を10アールとすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第5号の「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」は、原案のとおりにすることに決定しました。

議長 次に、報告第1号の「公売による落札者への農地法第3条許可について」を議題とします。

事務局長 報告第1号 公売による落札者への農地法第3条許可について  
令和3年2月10日第8回総会において買受適格者として承認された者が、下記により落札し、農地法第3条許可申請をし、許可書を交付したので報告する。  
令和3年3月10日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局より報告願います。

参与

97ページをご覧ください。

令和3年2月10日第8回総会において買受適格者として承認された、大仙市高関上郷字杉本85番地、杉井克之さんが、大仙市高関上郷字中屋敷112番、地目は田、面積3,046平方メートル1筆を令和3年2月22日に公売により落札いたしました。落札価格は108万円で、10アール当たり金額に割り返しますと約35万5,000円となっております。

落札日に落札者の杉井克之さんから農地法第3条の所有権移転許可書の交付申請を受け、同日付で許可書を交付しましたので報告いたします。

議長 ここで暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時00分 再開)

議長 次に、報告第2号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を議題とします。

事務局長 報告第2号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。  
令和3年3月10日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局より報告願います。

参与

98ページをご覧ください。

記載の6法人からの報告がありました。

順に読み上げるところではございますが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。

詳細につきましては、99ページから118ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長 次に、報告第3号の「令和3年度大仙市農作業標準賃金・料金表について」を議題とします。

事務局長 報告第3号 令和3年度大仙市農作業標準賃金・料金表について  
令和3年度大仙市農作業標準賃金・料金表について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する。  
令和3年3月10日提出  
大仙市農業委員会農政専門委員会 委員長 伊藤 又エ門

議長 伊藤農政専門委員長より報告願います。

伊藤委員長

去る2月18日、農政専門委員会を開催しました。令和3年度の料金等について皆様からご意見を伺い、また、近隣市町村の料金も参考に協議しました。

今回、変更となったところは、トラクターの耕起の畑の金額のところであります。現在、5,700円ありましたけれども、ちょっと畑のほうは細粒しなければならないということで、油もちょっと高値だということから5,700円から6,000円に引き上げさせてもらいました。これによつて、畑のほうが細粒耕起として300円値上げさせていただきました。次に、枠摺り調整について、これは色選を含むという欄を追加しました。色彩選別単独の項目が必要であるという意見があつたことから一行加えさせていただきました。金額については、近隣の市町村などを参考にさせていただきました。その他の項目につきましては、上げる要素また下げる要素も見当たらず、令和2年度と同額となっております。

決定内容については、4月1日発行の農業委員会だより第20号及び市のホームページ等で掲載するほか、事務局及び各分室窓口に紙ベースで備え付け広く市民の方々に周知するということあります。皆さんもよろしくお願ひします。

以上、報告いたします。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	次に、報告第4号の「大仙市農業委員会農地賃借料情報について」を議題とします。
事務局長	報告第4号 大仙市農業委員会農地賃借料情報について 大仙市農業委員会農地賃借料情報について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する。 令和3年3月10日提出 大仙市農業委員会農地専門委員会 委員長 渡邊敏雄
議 長	渡邊農地専門委員長より報告願います。
渡邊委員長	

それでは、大仙市農業委員会農地賃借料情報について、私から報告をいたします。去る2月18日の午後2時から農地専門委員会を開催し、お手元の資料122ページ、123ページのように決定いたしました。

委員会の中では様々な意見が出されました。この情報は令和2年中の農業経営基盤強化促進法、並びに農地法、そして、中間管理機構として契約された案件の平均額、最高額、最低額の情報提供でございます。

また、著しい最高金額、あるいは、どうしようもない最低金額といいますか、特殊事情については除いております。データをそのまま通してやりますと、正直申しまして、上のほうは3万円だとか、下はゼロ円だとか、そういった金額も、数字も出てまいりますけれども、こういったものはちょっと特殊じゃないかということで削除させてもらいました。

このように委員会の場で大変長い時間検討いただきまして決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、この情報は4月1日発行の農業委員会だより20号及び大仙市のホームページに掲載するほか、事務局並びに各分室で紙ベースで備え付けて市民の皆様に周知する予定でございます。

以上、報告といたします。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了しました。 そのほか、事務局から何かございませんか。
参 与	私のほうから1つだけご連絡がございます。 令和3年度の総会関連の日程についてですが、令和3年度はお配りしました用紙の令和3年度大仙市農業委員会総会関連日程（予定）に記載されてあるとおり実施していく予定でございます。 5月、7月、8月の総会は仙北地域にあるさくまろ館という会場で行いますが、さくまろ館の所在地につきましては、仙北支所の隣の建物となっております。仙北支所の正面玄関に向かってちょうど右隣の建物でございます。
参 与	なお、今後、変更等があればその都度ご連絡いたしますので、どうかよろしくお願ひします。
	私のほうからは以上です。

参 与	私のほうからも1つご報告ございます。 例年3月末に総会を、人事案件の総会を開催し、その後、歓送迎会を実施しておりました。昨年度はコロナの関係でこれが開催できなかったわけでございますが、今年度につきましても、市のコロナウイルス対策本部のほうから通知が出ておりまして、
-----	---

飲食については大人数を避けて長時間にわたらないようにというような内容でございます。

したがいまして、これまで様子を見て、開催に向けて様子を見ていたところでございましたが、開催できないという判断になりましたので、今回も中止とさせていただくということで報告いたします。よろしくお願ひいたします。

参 与

すみません、例年、歓送迎会を予定していて夕方4時ぐらいからやっていましたが、3月31日の開催時間は、早めにということもあるかと思いますが、その辺、もし、ご意見があれば伺いますが、一応10時を予定しております。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。

足達委員。

足達委員

22番、足達です。時間ないところ、すみません。

事務局のほうに来年度に向けて3点ほど提案させていただきます。即答は結構です。今後検討いただければ、していただければなと思います。

1つは、総会の資料です。今回も百何十ページという、毎回相当の量です。委員の数、それから、推進委員の数、事務局の数からすると相当な量なので、ぜひ、タブレットで見られるようにしていただければなと思います。

それにもう一つ、経営基盤強化促進法に基づく料金の設定ですけれども、私、昨年、2件ほど仲介してやりましたけれども、4部、それから、申入書、承諾書ということで印鑑、数えたら四十何回ぐらい押さなければなりませんでした。自筆であれば押印要らないという、印は要らないというのもありますけれども、国でも県でも押印省略、これとは、契約ですから即イコールではないと言えるかもしれないですけれども、省略できるものであれば検討いただければなと思います。

それから、強化法の料金設定の申請計画書、それを私、前回承認していただきましたけれども、計画の内容のところに新規と更新という書く欄ありますけれども、私が前から頼んでいる田んぼ、たまたま相手が代わっただけで新規扱いということでしたけれども、ぜひ、新規でも、純然たる新規はそのままで結構ですけれども、相手が代わった場合は、括弧書きの継続とかしていただければ助かります。

というのは、資料見ますと、新規大分多くて、それ全部ルール化図れるかなと思ったんですけども、私のように相手が代わっただけで新規扱いというのもあるので、そこを区別していただければなと思います。

以上、3点です。

参 与

分かりました。検討させていただきます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第9回大仙市農業委員総会を閉会します。本日はご苦労さんでした。

(午前11時15分 閉会)